

訪問看護・介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問看護・予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）概要

事業者名称	芳和会
主たる事務所の所在地	熊本市中央区神水1丁目14-41
法人種別	社会医療法人
代表者名	理事長 積 豪英
電話番号	096-381-5887

熊本県知事から指定を受けている事業所 名称(指定番号)
訪問看護ステーション 八王寺の杜
(熊本県4360190278)

熊本県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問看護事業所

2. ご利用事業所

事業所の名称	訪問看護ステーション八王寺の杜
指定番号	熊本県4360190278
所在地	熊本市中央区国府3丁目19番42号
管理者氏名	池田 千歳
電話番号	096-375-7126
FAX番号	096-375-7711

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	自宅で療養されている方およびそのご家族が住み慣れた地域社会や家庭において安心して生活できるよう、療養上の世話や介護の指導に重点をおいた訪問看護・予防訪問看護サービスを安定的に供給するとともに、他の事業所との連携を図り利用者の生活の質の確保を図ることを目的とする。
運営の方針	要介護者等の心身の状況や環境等を把握し、それらをふまえて療養上の世話及び介護指導を行うことにより、家庭における療養生活を支えその心身機能の維持回復をめざす。

4. 事業所の職員体制

業者の職種と 事業所の従業員数	勤務の体制
看護師 3名以上	常勤 2名以上 昼勤（8時30分～17時）3名以上

5. 営業日および時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
営業時間	（平日） 8時30分～17時

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12/30～1/3
--------	----------------------

※但し、利用者の要望・療養状況・心身の状態を考慮し対応するものとします。
※電話等により、上記時間外においても24時間連絡が可能な体制を確保します。
また、緊急性のある場合等必要に応じ、訪問看護師の派遣を行います。

6. 事業の実施地域

実施地域	熊本市、益城町、御船町、菊陽町、合志市
------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

7. 利用料

利用料	原則として、負担割合証の記載された割合に応じた金額が利用者の負担額となります。 利用者負担額については、別途看護サービス内容説明書に記載します。 法定代理受領分：介護報酬告示上の額に負担割合証を乗じた額 法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額
その他の費用	運営規程に定める通り

8. 苦情申立窓口

事業所 相談窓口	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	利用方法	電話 096-375-7126 FAX 096-375-7711
	面接場所	訪問看護ステーション八王寺の杜 管理者
熊本市 介護福祉課	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	利用方法	電話 096-328-2347
	面接場所	熊本市 高齢介護福祉課
熊本県 国民健康保険 団体連合会	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時
	利用方法	電話 096-214-1101 FAX 096-214-1105
	面接場所	熊本県町村自治会館3階、 介護サービス苦情相談窓口

9. 緊急時および事故発生時の対応方法

サービス提供中に病状の急変や事故などがあった場合は、速やかに利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	くわみず病院
	院長名	池上 あづさ
	所在地	熊本県中央区神水1丁目14-41
	電話番号	096-381-2248
	診療科	内科、外科、呼吸器科、循環器科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
緊急連絡先	契約の概要	当事業者と病院は在宅医療分野で連携を結んでいます。
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

10. 災害時、及び感染拡大時の対応

(非常災害対策)

消防施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害時にサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(感染対策)

感染症の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1.定期的に会議を開催するとともにその結果について、従業者に十分に周知する。
- 2.虐待の防止のための指針を整備する
- 3.従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- 4.前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。